

## 浄化槽リノベーション推進検討会ヒアリング意見書

団体の名称		全国一般廃棄物環境整備協同組合連合会
代表者の氏名		会長 鳥越 澄夫
団体の概要	目的	所属員の相互扶助の精神に基づき、所属員のために必要な共同事業を行い、もって所属員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ること
	組織構成	会員数 11 (都道府県単位)、賛助会員数 1
	事業又は活動の内容	業界を取り巻く情勢等の情報発信、研修・事例発表会の実施、大規模災害時の支援活動 (D.Waste-Net を含む) など

### 改正浄化槽法の省令等に対する問題点と要望

#### ◆ 特定既存単独処理浄化槽に対する措置

- 1) 「幅広い範囲の対象化」について、本来、戦略的に既存の単独処理浄化槽をどのように扱うかの観点から取り上げるべきであります。  
 法は、そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められるものとしていることから、単独処理浄化槽の廃止に向けて、これを広く解釈できるように省令等の改正をし、行政指導をし易くすべきであります。
- 2) チェックシートによる判断基準等の実施は、1)のような観点を踏まえて運用すべきであります。
- 3) 特定既存単独処理浄化槽については早期の除去や改善が求められますので、「相当の期限」には具体的な期限の明示が必要である。
- 4) 高齢年金受給者等には、財政的支援により個人負担を減らすなど、強制指導と支援の両面からの対策も必要ではないか。

#### ◆ 浄化槽処理促進区域の指定と公共浄化槽

- 1) 浄化槽処理促進区域の中には、公共浄化槽と個人設置型浄化槽、加え浄化槽整備区内には個人設置型浄化槽が可能となり、三形態の浄化槽が存在することになります。  
 このことから浄化槽処理促進区域内における個人設置型浄化槽の取り扱いについて具体的に明確化し、市町村が浄化槽処理促進区域に個人設置型浄化槽を採用した場合、財政的措置に関し公平性の見地から不利とならないような担保が必須となります。  
 なお、浄化槽処理促進区域の指定については、市町村自らが財政的基盤を考慮して決定すべきものであります。
- 2) 公共浄化槽の建設費用、維持管理費用など明確な試算を開示する必要があります。加え地域の実情を考慮した具体的な試算こそが、設置の可否に重要な要素となります。このため設置の判断は、市町村の自主性に委ねるべきであります。  
 ここで重要なことは、公共浄化槽の設置が下水道等と同様に行政の財政負担の増加を招き、こ

れまで当団体並びに浄化槽関係団体が主張してきた浄化槽の財政面での優位性を損なうことを避けなければなりません。

#### ◆ 浄化槽の使用の休止及び義務の免除

- 1) 休止届は厳密なものとする必要があります。また設置者に定期的に休止の継続を届けさせる必要があります。なお、保守点検業者、清掃業者が休止届の代行を行う場合など、明確なルール化が必要となります。
- 2) 休止及び再使用には、電気・水道使用と連動して確認することなどが必要ではないか。

#### ◆ 浄化槽台帳の整備

- 1) 都道府県並びに権限委譲した市町村間で維持管理データ等を共有し、これを元に適切な維持管理を確保するため積極的に指導監督を行う必要がある。

#### ◆ 協議会の設置

- 1) 協議会は県、市町村、公共団体、浄化槽管理者、工事業者、清掃業者、保守点検業者、指定検査機関などで構成されるとされているが、都道府県や市町村に一定の裁量を与え、組織化し易い枠組みにすべきであります。

#### ◆ 浄化槽管理士に対する研修の機会の確保

- 1) 研修会の受講が保守点検業の登録更新の要件とするなら、国土交通省が行っている監理技術者資格者証のような強制力のあるシステムにしなければいけないと考えます。
- 2) 各県の登録に関する条例に連携した研修内容に加え、新技術等の知識や関係法令とともに、その解釈や浄化槽保守点検登録業者としての責務等を加えるべきである。
- 3) 研修会の開催場所や日程等が偏ると各事業者では業務に支障をきたす場合もありますので、開催地や回数など幅広く受講機会が保てるようにする必要があります。
- 4) 都道府県によっては、保守点検業登録の更新期間が3年と5年がありますので、研修会の有効期限等を明示する必要があります。
- 5) 浄化槽清掃技術者、浄化槽設備士も同様な研修機会が必要ではないか。

#### ◆ その他

- 1) 既存合併浄化槽の更新について国庫助成対象外とされたことは、浄化槽整備区域の地元負担が増大し市町村の生活排水対策に支障となるため、従来どおり交付対象となるよう見直し(復活)をお願いしたい。